

防 災 業 務 計 画

令和 7 年 1 月

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

第1章 総則

第1節 防災業務計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条、及び日本海溝・千島海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条の規定に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策を定めることにより、株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下、「セブン&アイHD」という。）及び、株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下、「SEJ」という。）が実施する災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 基本方針

持株会社であるセブン&アイHDは、全国に20,000店以上の店舗を展開するSEJを子会社に持ち、国内においては地域社会と密着した事業を展開している。

従って、自然災害等の不測の事態が発生した場合においても、その事業特性を活かし地域社会への貢献という使命の実現を目指すものとする。

具体的には、災害が発生した場合、人命最優先で行動し、（1）店舗の営業継続及び早期の営業再開により地域住民に対し平時と変わらない利便性を提供するとともに、（2）支援物資を調達し避難拠点へ配達することにより、被災者の支援及び地域社会への貢献を行う。

第3節 防災業務計画の骨子

セブン&アイHD及びSEJは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合、又はそれらの災害の発生に備え、防災業務計画及び法令に基づき、以下に掲げる業務を実施するとともに、国、地方公共団体及びその他の防災関係機関と連携して対応する。

1. 防災体制の構築
2. 災害予防対策
3. 災害応急対策

4. 災害復旧対策

第4節 防災業務計画の運用

1. 他の計画等との関係

防災業務計画は、セブン&アイHDが作成した大規模災害対策書及びS E J が作成した大規模災害対策書等に基づき作成したものである。

2. 防災業務計画の修正

1年に1回、防災業務計画に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3. 防災業務計画修正の報告等

防災業務計画を修正したときは、速やかに経済産業大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表する。

第2章 防災体制

第1節 防災に関する組織

災害発生時、迅速な対応を行い前述の基本方針を全うするため、セブン&アイHD及びS E Jにおいて必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めるものとする。

1. 災害対策本部の設置

災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合において、当該災害の規模、その他の状況を勘案し、セブン&アイHD及びS E Jの代表取締役社長は、各社に災害対策本部を設置する。

2. 組織

- (1) セブン&アイHD及びS E Jの災害対策本部長は、各社の代表取締役社長が就任する。
- (2) 予め決められた各社の災害対策本部の構成メンバーは、災害対策本部が設置された場合、速やかに設置場所に参集する。
- (3) 各社の災害対策本部長は、各々の災害対策本部を総括し、指揮監督する。
- (4) 各社は、災害対策本部の窓口として事務局を設置し、各事務局は、被災状

況を収集するとともに、国・地方公共団体及びその他の防災関係機関からの支援要請をとりまとめる。

3. 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、セブン&アイHD及びS E Jの本社所在地（以下、「本社」という。）とする。但し、本社が被災しその機能を失った場合を想定して複数の代替拠点をあらかじめ設定しておく。

第2節 関係機関との協力

1. 国、地方公共団体及びその他の防災関係機関との協力

セブン&アイHD及びS E Jは、災害発生時、円滑な連携により迅速な対応ができるように、平時より国、地方公共団体及びその他の防災関係機関との情報交換を行い、信頼関係を構築しておくものとする。

2. 取引先との協力

セブン&アイHD及びS E Jは、各社における取引先（製造事業者、運送事業者等）と協力し、物資、要員、資材、輸送等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

第3章 災害予防に関する事項

第1節 物資等の備蓄及び管理

1. 食糧等生活必需品の備蓄

セブン&アイHD及びS E Jは、本社等において、災害発生時に備え、食糧等の保有量を定め、その確保を図るとともに、保管場所や消費期限等の管理を実施する。

2. 災害復旧用資機材等の確保

セブン&アイHD及びS E Jは、災害に備え、本社等において、災害復旧用資機材の確保に努め、被災地等へ円滑に輸送できるよう整備しておく。

第2節 施設・設備の整備及び点検

1. 通信連絡設備

セブン&アイHD及びS E Jは、災害時の情報収集、方針伝達、及び迅速な情報共有を行うため、以下の通信連絡設備を各社の本社及び店舗、事業所等に設置し、定期的に点検を行うなどの管理を行う。

- (1) M C A 無線機
- (2) 衛星携帯電話
- (3) T V会議システム

2. 非常用電源の整備

セブン&アイHD及びS E Jは、本社等において、長時間の停電に備え、災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。なお、非常用電源の整備に当たっては、ビル管理者等の関係者と協議して進めていく。

第3節 災害時協定の締結

セブン&アイHD及びS E Jは、災害発生時に、被災地の状況を迅速に把握し、被災地の支援に向けて必要な物資を速やかに提供できるように、地方公共団体等との間で災害協定を締結しておくとともに、平時より情報交換を行い信頼関係の構築をしておく。

第4節 防災に関する教育

セブン&アイHD及びS E Jは、災害が発生した場合、各社の社員の生命・身体の安全を確保することができるよう、災害時における社員の行動を定めた「防災カード」を配布し、常に携帯するよう社員に教示する。

また、災害発生時、社員が迅速かつ適切に行動できるようにするため、防災に関する各種訓練の実施等を通じて防災意識の向上に努める。

第5節 防災に関する訓練

セブン&アイHD及びS E Jは、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上の防災訓練を実施し、防災業務計画が有効に機能することを確認する。なお、防災訓練の実施にあたっては、実践的な内容とし、抽出された課題については、速やかに改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

また、防災訓練の実施にあわせて、災害時に負傷者に対する応急措置を行うための救護所を本社内に開設した場合を想定して、応急救護に関する訓練も実施する。

第6節 南海トラフ地震臨時情報及び北海道・三陸沖後発地震情報への対応

政府から発出される上記の情報に基づき、日頃からの地震への備えを徹底するとともに、津波が予想される地域においては、避難場所・避難経路・避難要領の確認、要すれば高所への避難を検討する。

第4章 災害応急対策に関する事項

第1節 被害情報等の報告

1. 情報の収集、報告

災害が発生した場合、S E Jの災害対策本部の事務局は、各店舗、事業所等について、下記の情報を正確かつ迅速に収集し、速やかに各社の災害対策本部長に報告する。

なお、S E Jを含む全ての事業会社の災害対策本部は、自らの事業を展開する店舗等に関する情報をセブン&アイHDの災害対策本部に報告し、セブン&アイHDの災害対策本部がそれぞれの事業会社の情報を一元的に集約する。

《集約する情報》

- (1) お客様・社員の安否及び被害情報
- (2) 店舗等の被害状況及び復旧状況
- (3) 店舗への商品の供給状況
- (4) 国、地方公共団体及びその他の防災関係機関からの物資支援の要請状況
- (5) 外部からの問い合わせ状況
- (6) その他災害に関する情報

第2節 被災地の店舗への安定供給

セブン&アイHD及びS E Jは、被災地の状況や地域住民のニーズ等を把握した上で、必要とされる品目を選定し店舗にてお客様に提供できるよう、安定供給に努める。

第3節 支援物資の対応

セブン&アイHD及びS E Jは、災害が発生した場合、国、地方公共団体及びその他の防災関係機関から、物資・食料品等の支援に関する要請があった場合は、可能な限り協力する。

1. 物資の調達

セブン&アイHD及びS E Jは、国、地方公共団体及びその他の防災関係機関から支援物資の依頼があったときは、調達可能な量を把握した上で、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- (1) 各社の取引先への要請
- (2) 各事業会社との連携

2. 物資の輸送

支援物資の輸送は、原則セブン&アイHD及びS E J、運送事業者等の車両、その他調達可能な運搬手段により行う。

第4節 要員の確保

1. 対策要員の確保

- (1) 災害対策本部が設置された場合、セブン&アイHD及びS E Jの災害対策本部の構成メンバーは速やかに設置場所である本社に参集する。
- (2) 交通途絶等により本社に参集できないセブン&アイHD及びS E Jの災害対策本部の構成メンバーは、自らの生命・身体の安全確保を第一としたうえで、最寄りの店舗・事業所に参集する。

第5節 災害時における広報

セブン&アイHD及びS E Jは、災害が発生した場合において、店舗等の被害状況等を正確かつ迅速に把握し、報道機関等に出来る限り速やかに発表できるよう、その体制を定めておく。

第5章 災害復旧に関する事項

セブン&アイHD及びS E Jは、災害発生直後における応急対策が完了し、店舗等の復旧対応に移行する場合、その前提となる復旧計画の策定は、事業の経営判断に関わる事項であるため、経営戦略の策定及びその実現に向けた進捗管理を推進していく。

第1節 復旧計画

セブン&アイHD及びS E Jの災害対策本部は、被害状況を把握し復旧の優先順位等を勘案した上で、必要に応じ下記の事項を定めた復旧計画をたてる。

《復旧に向けた事項》

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧要員の配置状況
- (3) 復旧資材の調達
- (4) 店舗等の復旧方法
- (5) 復旧作業の日程
- (6) 復旧の完了見込
- (7) 宿泊施設、食糧等の手配
- (8) その他必要な対策

第2節 義援金の対応

セブン&アイHDは、当社グループがお客様等から預かった義援金及び募金について一括してとりまとめ、被災した自治体等に一括して渡す。

以 上

制定 平成30年8月
改定 令和7年11月